

## いじめに関する現状と課題

- ・冷やかしかからかい、嫌なことを言われることからいじめに発展しているケースがある。
- ・人間関係のトラブルは、どの学年も日常生活の中で多く発生している。特に、GW明けや夏休み明けにはSNS等への不用意な書き込みによるトラブルが増加している。岡山県教育庁義務教育課が行った令和6年5月公表「スマートフォン等の利用実態調査」によると中学生の85.3%スマホ等を所持しており、スマホの利用に関して家庭のルール等があると答えた生徒は46.0%であった。このような現状を受けて、本校でも、スマホ等の適切な利用について、生徒が主体的になって行動できる取組を行っていきたい。
- ・生徒指導委員会や教育相談、アンケート等を活用し、いじめの早期発見に努め、早期対応を行う。未然防止に向けては、自分や友達の大切さを互いに認め合い、いじめは絶対に許さないという雰囲気为学校全体でつくっていく必要がある。またいじめの未然防止、早期発見、適切な対処のための教職員の研修も大切である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・互いに認め合い、支え合い、高め合う集団づくりを通して、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ・学校をあげた横断的取組を推進するため、いじめ対策委員会に、各学年や特別支援教育班など色々な立場の教職員が参画する。
- ・いじめは、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめの未然防止、早期発見のために保護者や各関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、だれもが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめは絶対に許されない行為であること、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。

## 保護者・地域との連携

## 【連携内容】

- ・いじめ防止基本方針をHPに掲載し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。
- ・青少年健全育成ブロック会議など、地域の方々との懇談等を活用し、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマホ等の正しい使い方についての啓発の機会を設ける。

## 学 校

## いじめ対策委員会

## 【対策委員会の役割】

- ・いじめ防止基本方針に基づき、取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正。相談窓口。発生事案への対応。

## 【対策委員会の開催時期】

- ・学期1回開催、発生時は適時開催。

## 【対策委員会の内容の伝達】

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼で伝達。

## 【構成メンバー】

(校内)校長、教頭、教務、主幹教諭、学年主任、特支主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、人権教育担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー  
(校外)PTA会長等

## 全教職員

## 関係機関等との連携

## 赤磐市教育委員会

## 【連携の内容】

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフの派遣。

## 【学校の窓口】

- ・教頭

## 赤磐警察署

## 【連携の内容】

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催

## 【学校の窓口】

- ・生徒指導主事

## 学校が実施する取組

## いじめの防止

- ・岡山県総合教育センターの校内研修パッケージを活用し、教職員の指導力向上を図る。
- ・いじめについて考える週間や人権週間において、いじめ防止の意識を高める生徒主体の取組を実施する。
- ・授業や行事等の活動の中で、誰もが活躍できる場を設定し、小さな感動体験や成功体験を積み重ねることで、自己有用感を持たせる。
- ・道徳教育を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する側の責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を各学年1時間行う。
- ・赤磐警察署と連携し、夏休み前に非行防止教室を実施する。

## 早期発見

- ・「いじめは、どの生徒にも起こりうる。」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い小さな変化を見逃さない。
- ・年2回の教育相談やアンケート、HyperQUや日々の生活記録などから、生徒の実態を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- ・定期的に行う生徒指導委員会や不登校対策委員会を活用し、気になる生徒の情報共有を行う。
- ・生徒がいつでも身近なトラブルを訴えたり、相談したりできるような雰囲気を校内に醸成する。また、校内以外にも相談できる窓口を長期休みのしおり等を活用して知らせる。

## いじめへの対処

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、今後の対応について検討する。また、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。
- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行い、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- ・謝罪=解消ではない。いじめの解消は、被害生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認し、いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いているかつ、心身の苦痛を感じていないと認められる状態が少なくとも3か月続いていることを目安とする。